

# 四国中央市いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、市や学校、地域において、様々な取組を行ってきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。いじめから子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは卑怯な行為である」、「したらいかんことはいかん」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚して、市民総ぐるみで子どもの心を育てていかなければならない。

四国中央市いじめ防止基本方針は、児童生徒をいじめの加害者にも被害者にもさせないという目的の下、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携していじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第 1 いじめ防止のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

○いじめ防止対策推進法 第 4 条（平成 25 年法律第 71 号）

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめ防止対策推進法 第 2 条（平成 25 年法律第 71 号）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童

生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずし、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめ問題の理解

#### (1) いじめをとらえる視点

- ・ 一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為である。
- ・ 当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている。
- ・ いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることにより、いじめられる児童生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

#### (2) いじめの構造

- ・ いじめは意識的かつ集合的に行われることにより、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれる。
- ・ いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。

#### (3) いじめる心理

- ・ 不安や葛藤、劣等感、欲求不満などいじめる側の心理を読みとる。

#### 【いじめの衝動を発生させる原因】

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ③ ねたみや嫉妬感情

- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情
- ⑥ テレビ番組やネット動画等の安易な模倣 等

#### 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

##### (1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる。より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むことが必要である。いじめを生まない許さない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組をすることが重要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。さらに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって子どもを健全に育てる取組を推進する必要がある。

##### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

##### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方につ

いて、理解を深めておき、学校における組織的な対応ができるよう体制整備を行う。

(4) 地域、家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携について

学校において、いじめる児童生徒に対し必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要である。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、関係機関による取組と連携し、情報共有体制を構築しておくことが重要である。

## 第2 いじめの防止のために市が実施する施策

### 1 市が設置する組織

(1) 四国中央市の子どもを育てる市民会議

市は、市民と行政の協働により設置された「四国中央市の子どもを育てる市民会議」を法第14条第1項に基づく組織と位置付け、いじめ防止の対策をはじめ児童生徒の健全育成を更に実効的に行うようにする。

市民会議の庶務は、教育委員会の担当課において処理する。

(2) 四国中央市いじめ防止対策委員会

教育委員会は、「四国中央市いじめ防止対策委員会」を設置する。

当該委員会は法第14条第3項に基づく附属機関としていじめ防止等の対策を実効的に行うものとする。また法第28条に規定する重大事態に係る調査を教育委員会が行う必要が生じた場合に調査を行う。

対策委員会の庶務は、教育委員会の担当課において処理する。

(3) 四国中央市いじめ問題再調査委員会

市長は、法第30条第2項の趣旨を踏まえ、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、「四国中央市いじめ問題再調査委員会」を設置する。当該委員会は、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う。

再調査委員会の庶務は、総合教育会議の担当課において処理する。

### 2 市が実施する施策

(1) いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずる。

- (2) いじめを未然に防止するために、家庭、学校、関係機関及び地域との連携を図り、相互に対策が行われるように努める。
- (3) いじめや不登校に関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備し、児童生徒や保護者等への周知を図っていく。
  - ・ 通報、相談の窓口を少年育成センターに置く。
  - ・ 法務省が設置する「子ども人権 110 番」、県が設置する「いじめ相談ダイヤル 24」などの電話相談を周知徹底する。
- (4) 「四国中央市の子どもを育てる市民会議」が策定した青少年の心を育てる『宇摩の子の誓い』を、社会全体が協働して普及する運動を推進する。子どもをいじめの加害者、被害者にしないために、学校・家庭・地域・関係機関がそれぞれの場で、「いじめは卑怯な行為である」、「したらいかんことはいかん」という規範意識を育む。
- (5) 各地域で行われている「児童をまもり育てる協議会」と連携して、地域の子どもは地域で育てていこうとする機運を高める。
- (6) P T A や地域の関係団体と連携して見守り活動の促進を図る。
- (7) P T A と連携して、児童生徒の人権尊重やいじめ防止に関する講演会などの啓発活動を実施する。
- (8) 「四国中央市いじめ S T O P 愛顔の子ども会議」を開催し、児童生徒がいじめを防止するために、主体的に考え行動する取組を推進する。
- (9) 児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど必要な啓発活動を実施する。
- (10) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど心理・福祉等に関する専門的知識を有する者を、各学校へ派遣・配置ができるよう必要な措置を講ずる。
- (11) 定期的なアンケートや、教育相談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、定期的に報告を受け、必要な措置を講ずる。
- (12) いじめ防止に資する教育と啓発に用いる DVD 等の資料を整え、市内小中学校からの要望に応じて貸し出す。
- (13) 教育委員会は、四国中央市立学校の児童及び生徒に係る出席停止の命令の手続に関する規則に沿って、必要な措置を講ずる。

### 第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第 13 条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針を定め、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定と公表

各学校は、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」、県及び市が策定した「いじめ防止基本方針」を参考にして、自らの学校として、いじめの防止等の取組についての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」

(以下「学校基本方針」という。)として定める。学校基本方針は、以下の項目を基本として学校が策定する。作成した学校基本方針の全文をホームページで公開する。

【様式】

学校いじめ防止基本方針

〇〇立〇〇学校

はじめに

- 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向
  - (1) いじめの防止等の対策に関する学校の基本理念
  - (2) いじめの禁止 (いじめ防止対策推進法第4条)
  - (3) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)
  - (4) いじめの態様
  - (5) いじめ問題の理解
  
- 2 いじめ未然防止等のための対策
  - (1) 学級経営の充実
  - (2) 人権・同和教育の充実
  - (3) 道徳教育の充実
  - (4) 体験活動の充実
  - (5) 児童生徒の主体的な活動 (児童会・生徒会活動)
  - (6) 分かる授業づくり (授業改善・指導方法の工夫改善)
  - (7) 特別活動の充実 (コミュニケーション能力の育成)
    - ※ コミュニケーション能力の育成のために、例えば、構成的グループエンカウンターのプログラム、ピア・カウンセリング、アサーション・トレーニング、ソーシャル・スキルトレーニング等を活用する取組が考えられる。
  - (8) 相談体制の整備 (教育相談の充実・スクールカウンセラー、相談員等の活用)
  - (9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
  - (10) 発達障害等への共通理解
  - (11) 校内研修の充実
  - (12) 学校相互間の連携協力体制の整備
  
- 3 いじめの未然防止等のための組織の設置
  - (1) 名称 「いじめ防止対策委員会 (仮)」
  - (2) 構成員
  - (3) 活動内容
    - ア 早期発見のための研修
      - (ア) 子どもの声に耳を傾ける。
        - 生活ノート (あゆみ)、相談、
      - (イ) 子どもの行動を注視する。
        - 観察、チェックリスト、
    - イ アンケート等調査の工夫
    - ウ 相談活動の充実
    - エ 保護者との連携・情報の共有 (相談窓口の周知徹底等)
    - オ 地域及び関係機関との連携
  - (4) 年間取組計画の策定

(例)

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学期   (夏休み)	いじめ防止委員会 (方針・計画等) いじめ対策チーム編制  職員研修会 (いじめ防止 の対応を確認)  学校評価をもとに研修	PTA 総会 (方針説明) 年 間計画への位置付け  ・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり	・アンケート、日記 ・児童生徒の観察 ・教職員の情報交換  ・学校評価アンケート
2 学期	いじめ防止委員会 (2, 3 学期の計画)  職員研修会 (事例研修)	・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり  人権・同和教育参観日で 保護者啓発	・アンケート、日記 ・児童生徒の観察 ・教職員の情報交換  ・学校評価アンケート
3 学期	学校評価をもとに研修 いじめ防止委員会 (本年度の反省、見直 し)	・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり	・アンケート、日記 ・児童生徒の観察 ・教職員の情報交換

(5) アンケートの実施・考察

4 いじめが発生した場合の組織の設置

- (1) 名称 「いじめ問題調査委員会 (仮)」
- (2) 構成員 必要に応じて、外部機関と連携し構成する。
- (3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

イ 被害児童生徒・保護者に対する説明、支援

ウ 加害児童生徒への指導及び保護者への支援

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置 (緊急避難等が必要な場合)

カ 懲戒

いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童生徒の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

コ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

## 5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
  - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。)
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(1) 調査組織「いじめ問題調査委員会（仮）」を開く。

(2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

## 6 学校評価

- ・ いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

## 7 ホームページでの公開について

- ・ 学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。

# 第4 重大事態への対処

## 1 重大事態の発生と調査

### (1) 重大事態の報告

法第 28 条第 1 項各号に掲げる重大事態が発生した場合、学校は、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。



## (2) 教育委員会における調査

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、「四国中央市いじめ防止対策委員会」を開催し、学校と連携して教育委員会において調査を実施する。質問紙調査を実施する場合は、調査に先立ち、調査によって得られた事項をいじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する措置を行う。

## (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

## 2 調査結果の提供及び報告

### (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査で、明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### (2) 調査結果の報告

教育委員会は、その調査結果を市長に報告する。

## 3 調査結果を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、「四国中央市いじめ問題再調査委員会」を開催して再調査を行う。再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供するものとする。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第 30 号第 3 項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## 第5 その他

市は、本市のいじめ防止等の取組状況や国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

参考資料

